

平成六年郵政省令第六十八号

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十六条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波監理審議会の全部を改正する省令を次のように定める。

電波監理審議会聴聞規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第一号）の全部を次のように改正する。

電波監理審議会聴聞規則の全部を改正する省令電波監理審議会聴聞規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第一号）の全部を次のように改正する。

省令

となつて審理を主宰する審理官（以下この章において「主任審理官」という。）を指名しなければならない。解任したときも同様とする。

電波監理審議会は、主任審理官を補佐させることによって、複数の事案を併合し、又は併合された事案を分離して行うことができる。（審理の開始）

第三条 審理は、電波監理審議会の議に付された事案ごとに行う。ただし、必要があると認めるときは、複数の事案を併合し、又は併合された事案を分離して行うことができる。（審理の単位）

第四条 主任審理官（第二条第三項の規定により主任審理官の職務を代行する補佐審理官を含む。以下この章において同じ。）は、審理を開始するには、審理を行うべき期日の二週間前までに、審査請求人に対し、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送付しなければならない。

主任審理官は、前項の審理開始通知書を発送したときは、審理を行うべき期日の十日前までに、事案の要旨、審理の期日及び場所、審理官の氏名並びに審理への参加手続を公表するとともに、その旨を知り得る利害関係者に対し通知しなければならない。

主任審理官は、必要があると認めるときは、審理の期日及び場所を変更することができる。

前項の場合においては、主任審理官は、その期日及び場所を審理に出席する者に通知し、かつ、公告しなければならない。

第二項及び前項の公告は、官報に掲載して行うものとする。（参加人の許可）

第五条 参加人として当該審理に関する手続に参加しようとする利害関係者は、その利害関係の内容を記載した書面を主任審理官に提出して、その許可を得なければならない。

主任審理官は、利害関係者の参加を許可したときは、その旨を、総務大臣、審査請求人及び他の参加人に通知しなければならない。

（代理人の選解任の届出）

第六条 総務大臣、審査請求人及び参加人は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の

住所、氏名及び職業を主任審理官に届け出なければならない。解任したときも同様とする。（指定職員の通知）

第七条 総務大臣は、審理に関する手続に参加させたため指定した職員（以下この章において「指定職員」という。）の氏名及び官職を主任審理官に通知しなければならない。指定を取り消したときも同様とする。

（職務の執行）

第八条 審理官は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

（除斥事由）

第九条 次のいずれかに該当する審理官は、職務の執行から除斥される。

一 当該事案の審査請求人又は参加人（除斥事由）

二 前号に規定する者の代理人又は補佐人（除斥事由）

三 第二号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族（除斥事由）

四 第三号に規定する者であったことのある者（除斥事由）

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（除斥事由）

六 職務上当該事案の処分に関与したことのある者（法第八十七条规定の委員を除く。）（除斥事由）

七 当該事案について参考人となつたことのある者（除斥事由）

八 第一号から第六号までに掲げる者以外の利害関係を有する者（除斥事由）

（忌避）

第十一条 総務大臣、審査請求人及び参加人は、第二条第一項又は第二項の規定に基づいて指名された審理官について、審理の公正を妨げるように事情があるときは、忌避することができる。（除斥又は忌避の申立ての方式）

第十二条 除斥又は忌避の申立ては、電波監理審議会に対し、書面をもって事由を明らかにして行わなければならぬ。（除斥又は忌避の申立ての審査）

前項の場合において、主任審理官は、審理を停止しなければならない。ただし、急を要する行為にあっては、この限りでない。

電波監理審議会は、審査の結果、申立てについて正当な理由があると認めるときは、その審理を行つたときには、直ちにこれを審査しなければならない。

（審理の進行）

第十三条 審理官は、その指名された事案に関する審理の公正が確保できない事情があると自ら考えるときは、電波監理審議会に對し、当該事案について正当な理由があると認めるときは、そなえられた理由がないと認めるときは、その他正当な理由がないと認めるときは、その申立てを却下しなければならない。

（審理官の回避）

第十四条 電波監理審議会は、その指名した審理官が死亡したとき、又は心身の故障その他の事由により職務を行うことができなくなつたと認められるときは、遅滞なく、その指名を取り消し、その者にかえて新たに審理官を指名しなければならない。（審理官死亡等の際の指名の取消し）

（準備書面）

第十五条 主任審理官は、審理を能率的に行うため必要があると認めるときは、当該事案の審査請求人、参加人及び総務大臣（以下この章において「審理官」という。）に準備書面を提出させることができる。（準備書面の提出）

前項の準備書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 準備書面を提出する者の住所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 代理人の住所、氏名及び職業

三 準備書面に引用した資料は、準備書面の各通

に附属書類として添付しなければならない。（準備書面の送付）

第十六条 主任審理官は、提出された準備書面を、遅滞なく、その他の審査請求人等に送付しなければならない。（審理に出頭しない場合の準備書面の効果）

（審理に出頭しない場合の準備書面の効果）

第十七条 準備書面を提出した者が審理に出頭しないときは、主任審理官は、その書面に記載さ

第四十一条	第五章 雜則	予定される不利益の処分の内容及び根拠となる事実	事案の内容(省令の制定等をしようとする旨の諮詢を受けた場合の意見の聴取にあつては、予定される総務省令の制定又は改廃の趣旨及び内容)
1	この省令は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。	第四十五条 法第八十七条ただし書が適用される場合には、第二章、第三章及び第四章の規定のうち、「審理官」、「主任審理官」又は「補佐審理官」とあるのは、電波監理審議会の指名の方針に応じて、「委員」、「主任の委員」又は「主任の委員を補佐する委員」と読み替えるものとする。	第四十六条 法第一百四条の四第一項に規定する審査請求があり、同条第二項において準用する法第八十六条の規定により電波監理審議会が審理を行う場合においては、第七条中「総務大臣」は、審理に関する手続に参加させるため指定した職員」とあるのは、「指定試験機関は、審理に関する手続に参加させるため指定した役員又は職員」と読み替えるものとする。
2	この省令の施行前に電波監理審議会聽聞規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第一号）の規定により行われた聽聞又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会の行う審理及び意見の聴取に関する規則の相当規定により行われたものみなす。又は第四章の規定を準用する。	第四十七条 電波監理審議会が法第九十九条の二第一項第二号、第四号若しくは第五号又は放送法第百七十七条第一項第一号から第三号までの規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項又は放送法第百七十八条第二項の規定により意見の聴取を行う場合の手続については、その事案の性格に応じて、第三章又は第四章の規定を準用する。	第四十八条 法第八十七条ただし書が適用される場合には、第二章、第三章及び第四章の規定のうち、「審理官」、「主任審理官」又は「補佐審理官」とあるのは、電波監理審議会の指名の方針に応じて、「委員」、「主任の委員」又は「主任の委員を補佐する委員」と読み替えるものとする。
附 則	附 則 （平成二年一月二九日郵政省令第六八号）	この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

この省令の施行前に電波監理審議会聴聞規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第一号）の規定により行われた聴聞又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会の行う審理及び意見の聴取に関する規則の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成二二年一月二九日郵政省令第六八号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第四十六条 法第二百四条の四第一項に規定する審査請求があり、同条第二項において準用する法第八十六条の規定により電波監理審議会が審理を行ふ場合においては、第七条中「総務大臣」は、「審理に関する手続に参加させるため指定した職員」とあるのは「指定試験機関は、審理に関する手続に参加させるため指定した役員又は職員」と読み替えるものとする。

第四十七条 電波監理審議会が法第九十九条の十一第一項第二号、第四号若しくは第五号又は放送法第二百七十七条第一項第一号から第三号までの規定により質問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項又は放送法第二百七十八条第二項の規定により意見の聴取を行う場合の手続については、その事案の性格に応じて、第三章又は第四章の規定を準用する。

第四十五条 法第八十九条ただし書が適用される場合には、第二章、第三章及び第四章の規定のうち、「審理官」、「主任審理官」又は「補佐審理官」とあるのは、電波監理審議会の指名の方法に応じて、「委員」、「主任の委員」又は「主任の委員を補佐する委員」と読み替えるものとする。

附 則（平成一四年一月二八日総務省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第九号）
この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成二二年一二月三日総務省令第一〇四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月一日総務省令第一二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二九日総務省令第七四号）
この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

2
この省令の施行前に電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の規定により行われた審理又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の相当規定により行われるものとみなす。

附 則（平成二八年三月二五日総務省令第二七号）
この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年四月一六日総務省令第四八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月二八日総務省令第六八号）
この省令は、公布的日から施行する。